

「産業保健 21」75号 産業保健クエスチョン

解 答

Q 1 答え

正 正解。 <作業環境を行うべき作業場 安衛法施行令第 21 条。うち、作業環境測定士に実施させなければならない指定作業場 作業環境測定法第 3 条、作業環境測定法施行令第 1 条、作業環境測定法施行規則第 1 条。 >

誤 <同上>

誤 <同上>

Q 2 答え

正 <表示等 安衛法第 57 条。うち製造許可物質 同 56 条第 1 項、安衛令第 17 条、同別表第 3 第 1 号。うち政令で定めるもの 安衛法施行令第 18 条。「産業保健 21」75 号 2, 6 ページ参照。パンフ「化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度」31、40、41 ページ参照。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130813-01-all.pdf> >

誤 正解。 <正しくは、製造許可対象の 7 物質と文書交付義務対象の 633 物質の計 640 物質である。文書の交付等 安衛法第 57 条の 2。うち製造許可物質 同上。うち政令で定めるもの 安衛法施行令第 18 条の 2、同別表第 9。参照同上。 >

正 <表示等の努力義務 安衛則第 24 条の 1 4。文書交付の努力義務 安衛則第 24 条の 1 5。「産業保健 21」75 号 3, 7 ページ参照。パンフ同上参照 >

Q 3 答え

正 <インジウム化合物は特定化学物質の管理第 2 類物資である。 特化則第 2 条。同じく特別管理物質である。 特化則第 38 条の 3。

パンフ「特定化学物質障害予防規則等が改正されました」参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/pamphlet.html> >

誤 正解 <1,2-ジクロロプロパンは第 1 種有機溶剤ではなく、特定化学物質の第 2 類物質の「エチルベンゼン等」に該当。 特化則第 2 条)

パンフ「特定化学物質障害予防規則等が改正されました」参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/dl/anzeneisei53-14.pdf> >

正 <「産業保健 21」75 号 2 ページ参照。厚労省プレス発表参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002680h.html> >